○相続の承認による許可証の書換え

（第 31 条の 23）

改正 平成 29 年 3 月 22 日　令和 3 年 3 月 26 日

令和 7 年 6 月 28 日

審査基準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）
根拠条項	第 31 条の 23 において準用する第 7 条第 5 項
処分の概要	相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法施行規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 85 条において準用する第 17 条（許可証の書換えの手続）
審査基準	
標準処理期間	14 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	